

「西淡路小学校 学校安心ルール」

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第１～３段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。
- このルールはあくまでも例示であり、児童ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束 こと	・あいさつをする ・ルールや時間を守る ・嘘をつかない ・人に親切にする ・勉強する				
第1 段階	・授業時間におくれる ・授業に関係のない話をする	・からかう、ひやかす ・たたく・ける ・人の物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・宿題をしない ・くりかえし忘れ物をする ・物を大切にしない ・学校のものに落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡もしくは家庭訪問 ・場合によっては個別指導 ・自己を振り返る活動
第2 段階	・授業のじゃまをする ・テストのカンニングをする ・授業中無断で教室を出て行く	・仲間はずれにする ・無視する ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物を故意にこわす ・お金やゲームの貸し借りをする ・夜中に出歩く ・校区外やゲームセンターカラオケなどに子どもだけで行く	・その場で注意 ・家庭連絡もしくは家庭訪問 ・複数の教員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3 段階	・授業中、故意に妨害をする ・学校を続けて無断で欠席する	・いやがることを無理やりさせる ・一方的に暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	万引き・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭訪問 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター・個別指導教室)と連携し、指導を行う
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

